

令和5年11月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和5年11月20日(金) 午前8時59分～9時21分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番 松浦 雄一	2 番 石井 淑雄
3 番 吉田 宏明	5 番 山下 祝
6 番 本条 仁史	7 番 木下 得代
8 番 猪熊 幸雄	9 番 大原 眞路(会長)
10 番 土井 正幸	11 番 高市 佳和
12 番 山本 茂	13 番 宮本 賢一
14 番 藤川 一雄	15 番 梶野 和幸(会長職務代理)
16 番 山下 恵	17 番 富木田 好正
18 番 三木 洋一	

欠席委員

4 番 原 武信

傍聴推進委員

1 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	6 件	田 畑	4,998 963	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	1 件	田 畑	251	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	409	m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	23 件	田 畑	32,873 4,732	m ² m ²
第 7 号議案	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請	1 件	田 畑	307	m ² m ²
報告第 1 号	合意解約	2 件	田 畑	1,582	m ² m ²

令和5年11月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より11月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案まで 合計32件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、原 委員さん、からは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 10番 土井 委員さんと 11番 高市 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、11番 高市 委員さん、12番 山本 委員さん、13番 宮本 委員さんと私で、 11月17日(金)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」6件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」6件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,421 m²【議案読み上げ】

申請理由 家庭菜園として取得するため

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が家庭菜園として取得のためにより譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜、果樹で、自家消費を目的としています。

2番、・・・、面積 2,153 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 10,976 m²

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 181 m² 外1筆 合計 683 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 256,956.52 m²

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

4 番、・・・、面積 1,105 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 19,141 m²

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大より譲り受けるものであります。作付予定作物はさつまいもで、販売を目的としています。

5 番、・・・、面積 319 m²【議案読み上げ】

申請理由 家庭菜園として取得

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が家庭菜園として取得により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜・果樹で、自家消費を目的としています。

6 番、・・・、面積 142 m² 外 1 筆 合計 280 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 5,934 m²

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、自家消費を目的としています。

本日の案件 6 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件のうち、1 番については三木委員さんが代理人として関係者、2 番については藤川委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、1 番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

1 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理 次に、2番について審議を行いますので、藤川委員さんには退室をお願いいたします。

(藤川委員 退室)

2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

(藤川委員 入室)

会長職務代理 続いて、3番から6番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」1件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 251 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人はアパートに居住しております。出産の予定があることから住宅の検討をしたところ、申請地は実家も近く、親の老後や子供の世話等を総合的に検討し、祖父が所有する土地に新築することで話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」1件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、11番 高市 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

高市委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積409㎡【議案読み上げ】

申請理由 申請地は農用地に指定されておらず、また公道からの進入路もなく山林化していることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございました。

ただいま高市 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局書記 はい。第4号議案「非農地証明願」1件につきましては、先ほどの高市委員さんのご説明通りとなります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

宮本委員 私も同行したんですけれど、山の中で足場どころか入っていくのも大変なところで、山林そのものでした。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」23件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が8件、更新が12件、再設定が3件で、そのうち農地機構を通じた貸借が15件となっております。

以上、農用地利用集積計画書23件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 53 m² 外1筆 合計 307 m²【議案読み上げ】

変更目的 利用計画の変更で2世帯住宅及び併用地の拡幅です。

申請理由 申請者は不動産業を営んでおり、令和3年に転用許可を受けています。購入希望者が、2世帯住宅を希望したため建築計画の変更および隣接する併用地を拡幅するものです。

その他といたしまして分譲住宅と特定建築条件付き売買予定地の違いについてご説明いたします。

分譲住宅は住宅を建築した上で、土地及び建物を一体的に売却する申請です。

特定建築条件付き売買予定地は、建築確認を受けた後に建物が完成していない時点での土地の引き渡し認められる農地転用です。ただし、建物が建築されるまでが転用事業ということに変わりありません。

メリットとしては、購入者が選択できる建築業者の幅が広がり、購入者の希望する設計が可能になる等が考えられます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条の規

定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 145 m² 【議案読み上げ】

解約理由 耕作目的

備考 利用権 使用貸借権の解消。

2番、・・・、面積 295 m² 外2筆 合計 1,437 m² 【議案読み上げ】

解約理由 耕作目的

備考 利用権、賃借権の解消

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして 11月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時21分終了